

知立市小・中学校保護者の皆様

知立市教育委員会
知立市小中学校長会

新型コロナウイルス感染者が出た場合の対応について（12月15日更新）

日頃は、学校教育にご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。

また、学校では、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めていますが、ご家庭でも感染防止に対し、ご協力いただきましてありがとうございます。

知立市では、表題の件に関して、令和2年12月3日文部科学省より、『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい様式」～の改訂について』の通知に基づき、原則、下記のように対応しますので、よろしくお願いします。

記

1. 感染が確認された場合の対応

（1）学校関係者（児童生徒及び教職員）が感染した場合

学校関係者（児童生徒及び教職員）の在籍する学校の臨時休業を直ちに行うのではなく、保健所と相談の上、臨時休業の要否を判断します。

学校内で感染の広がりが低い場合は、学校関係者（児童生徒及び教職員）の在籍する**学校を臨時休業せず**、学級（学年）を閉鎖又は当該児童生徒を出席停止（※1）、当該教職員を出勤停止（※1）とします。

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学校関係者（児童生徒及び教職員）の在籍する学級（学年）を閉鎖又は学校関係者（児童生徒及び教職員）の在籍する学校を臨時休業（※2）とします。

（2）学校関係者（児童生徒及び教職員）の同居家族が感染した場合

同居家族の方の対応は、保健所から指示があります。さらに、保健所の判断で学校関係者（児童生徒及び教職員）が濃厚接触者と特定された場合は、当該児童生徒を出席停止、当該教職員を出勤停止とします。

※1：出席停止、出勤停止の期間：感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して原則2週間とします。ただし、保健所の指示により、期間を変更する場合があります。

※2：臨時休業等の**期間**：保健所と相談の上、**臨時休業の期間（原則1～3日間）**を決定します。ただし、期間を延長する場合があります。

2. 保健所の判断で濃厚接触者と特定された場合の対応

（1）保健所の判断で学校関係者（児童生徒及び教職員）が濃厚接触者として特定された場合

当該児童生徒を出席停止、当該教職員を出勤停止とします。

（2）保健所の判断で学校関係者（児童生徒及び教職員）の同居家族が濃厚接触者として特定された場合

同居家族の方の対応は、保健所から指示があります。さらに、保健所の判断で学校関係者（児童生徒及び教職員）が濃厚接触者と特定された場合は、当該児童生徒を出席停止、当該教職員を出勤停止とします。

3. 市内感染者が児童生徒、教職員及び学校関係者でない場合

臨時休業等の措置は原則とりません。引き続き、感染防止に努めます。

4 学校関係者（児童生徒及び教職員）に感染が確認された場合の校内の消毒について

必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒するようにと改訂されました。なお、学校では、教室の机、ドアノブ等、不特定多数の人がよく触れる箇所の消毒作業を毎日行っています。

また、物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24 時間～72 時間くらいと言われ、生存期間を過ぎれば必ずしも消毒する必要はないとされています。

以上のことから、感染が確認された場合、**校内の消毒を直ちに行うのではなく、保健所と相談の上、校内消毒の要否**を判断します。

5. 感染確認等の連絡の徹底等、家庭へのお願い

- (1) お子さんや同居家族の方が、感染もしくは濃厚接触者と確認された場合や感染の疑いがある場合は、感染拡大防止のため、**速やかに学校に連絡**いただくようお願いします。

お子さんの同居家族の方がPCR検査等を受けることになった場合は、**検査の結果を待たず、検査をすることが決定した時点からお子さんの登校を控えてください。**

また、お子さんに発熱や咳等の症状がなくても、**同居家族の方の職場で新型コロナウイルス感染症拡大の可能性**があるため、**自宅待機の指示が出ている場合は、お子さんの登校を控えてください。**

- (2) お子さんや同居家族の方に発熱や咳等の症状がある場合、かかりつけ医へ相談をしてください。さらに、PCR 検査を受ける等の指示を受けたり、陽性あるいは陰性が判明したり等があれば、**その都度、結果を速やかに学校へ御連絡ください。**
- (3) 授業時間内に児童生徒及び教職員が感染者として特定された場合、緊急下校する場合があります。また、夕方以降に感染者として特定される場合もあり、その場合は、夜間に次の日から臨時休業とする連絡をさせていただく場合もありますことをご理解ください。
- (4) 臨時休業の場合、児童クラブ、放課後子ども教室も閉所となります。また、自主登校教室も実施しません。
- (5) 新型コロナウイルス感染症のリスクをゼロにすることは困難であり、誰もがかかり得る感染症となっています。感染された方やそのご家族様など**に**対する不当な差別、偏見、いじめ、SNS での誹謗中傷等は、決してあってはならないことです。このことに関して差別や偏見が生じないよう、冷静な対応をお願いいたします。
- (6) 児童生徒及び教職員が感染者、または濃厚接触者として特定された場合、感染拡大防止の観点から、説明会等を開くことは行いません。また、児童生徒及び教職員に感染が確認されて情報を発信する場合、プライバシー保護等のため、**「学校関係者が感染」**としています。ご理解ください。

担当 学校教育課（伊藤・竹下）

電話 83-1111

内線 278

FAX 95-0161

E-mail:gakko@city.chiryu.lg.jp